

令和8年度 事業計画

1 基本方針

本年4月、設立20周年を迎える「えるワークさんむ」は、新たなステージへと歩み始めます。これからも会員の皆様とともに、地域社会への貢献を目的とした、地域の皆様から親しまれ愛される事業活動を展開してまいります。山武市では高齢化率が40%に達する見込みですが、私たちは『明るく元気な100歳へ』を合言葉に、多彩な事業を展開してきた団体としての強みを活かし、高齢者が働くことで地域での役割を持ち、居場所づくりの一端を担いながら、さまざまな取り組みを推進していきます。

加速する高齢化への対応として、元気な高齢者を育成することは、山武市にとって大きな財産となります。私たちは、高齢者が「働ける場」や「地域で役割を持てる場」としての機能を担い、時代のニーズに即した「えるワークさんむ」らしい事業活動を展開してまいります。

また、近年注目されている“自分らしさを大切にした健康管理”の観点から、市の「転倒・骨折予防プロジェクト」に基づく「健康になる就労プロジェクト」では、安心安全就労アドバイザーの知見を活かし、高齢会員であっても安心・安全に就業できる仕組みづくりを進めています。まずは、会員が自身の生活機能を把握するための測定会（安心安全就労サーベイ）に参加し、生活体力を知ることから、無理のない就業が行える環境整備を進めています。この事業の大きな特徴の一つは、運営スタッフの多くが会員によるボランティアで構成されている点です。これにより、参加会員がよりリラックスして取り組める温かい雰囲気づくりが実現しています。

会員が「働き」「役割を持つ」ことは、健康寿命の延伸や地域の活性化に寄与し、人手不足の解消にもつながります。こうした環境を維持・発展させるため、今後も会員が生きがいを持って働ける地域づくりを目指し、事業の充実と拡大に取り組んでまいります。

本年も、私たちのえるワークさんむは、「おこづかいをえる・健康をえる・つながりをえる」の3つの柱を軸に、役職員が先頭に立って積極的な事業運営

を進め、会員がいきいきと活躍し、地域の担い手として活動できる場を提供してまいります。

2 事業計画

(1) おこづかいをえる

会員が快適に働ける就業環境の整備に努めます。会員一人ひとりが感じる「快適さ」はさまざまですが、就業を通じてやりがいを実感し、地域社会の担い手として存在感を発揮できるよう、環境づくりを進めていきます。

そのため、コンプライアンスを重視した就業体制を確立し、フリーランス法に基づく新たな契約方法への見直しについても、適正かつ丁寧に対応してまいります。

作業金額については、物価高騰に伴う最低賃金の引き上げなどの影響を受け、全国的に上昇傾向にあります。こうした状況を踏まえ、今年度の就業料金の目安を見直しました。発注者のご理解を得ながら、会員が誠実な就業を継続することで、シルバー事業への満足度向上につなげ就業先の拡大を図ってまいります。

また、高齢者ならではの福祉的視点も取り入れ、地域の困りごとをお手伝いし、地元の皆様に必要とされ、多くの会員が活躍できる場を提供できるよう、体制整備を進めます。

毎年、加齢や体調不良により就業が難しくなる会員が一定数発生しますが、発注者のご理解を得ながら、高齢や体調面の不安があっても対応可能な就業先の確保を目指します。

就業先の拡大には会員数の増加が不可欠です。現在、粗入会率は2.1%にとどまっており、新規入会者の獲得が、就業機会の拡充につながります。引き続き、会員による口コミ勧誘や公共施設等でのチラシの配布などを行い、新規入会者の獲得に努めます。

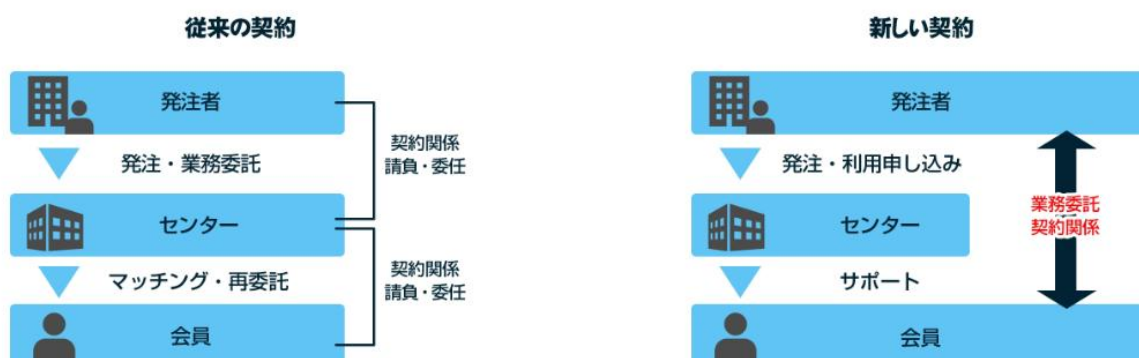
新たな契約方法について

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）が令和6年11月1日に施行されました。これに伴いフリーランス法に該当するセンター会員が、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省から示されている契約方法へ見直しを行います。



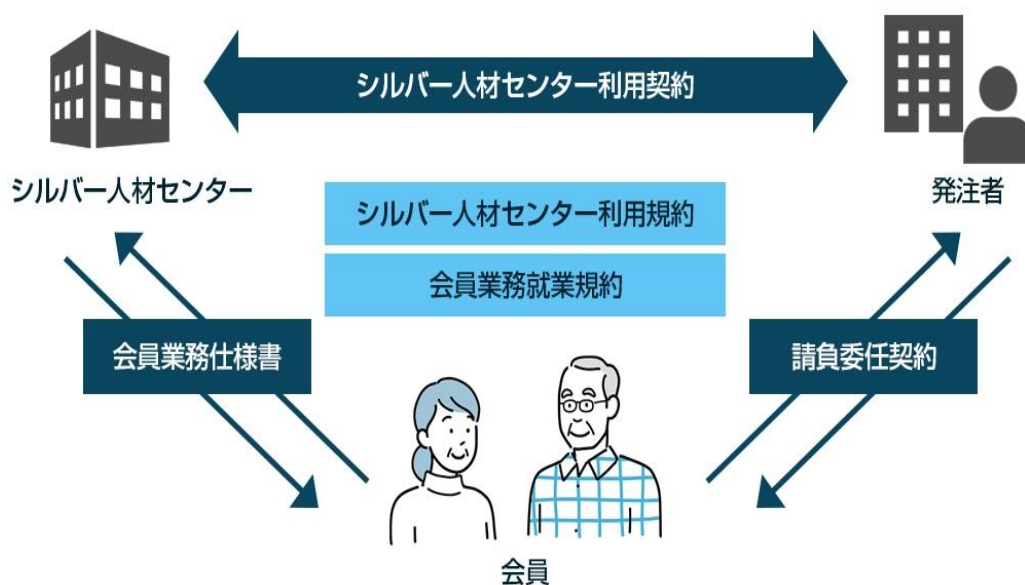
新しい契約方法では、会員が受け取る報酬を会員業務委託料といいます。配分金と同様に「雑所得」として扱われます。

○従来との契約方法の違い



発注者と会員の直接的な契約関係になってもセンターの関わりがなくなることはなく、発注者と会員の間に入って調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くための環境保護など、センターの責任は現在と同じです。

○新しい契約関係（三者間の包括契約）



(2) 健康をえる

働きながら健康を維持できるよう、当会では会員一人ひとりの体調に合わせた就業を大切にしています。そのため、年に一度の健康診断の受診を奨励し、日頃から体調管理に取り組んでいただけるよう支援しています。また、職員による個別面談を定期的に行い、会員の体調を踏まえた就業環境の提供に努めています。

えるワークさんむでは毎年9月に「安心安全就労サーベイ」を実施しています。これは、市の転倒骨折予防プロジェクトに基づき、会員を対象に生活機能を測定する取り組みです。健康診断では扱わない項目を測定するため、自身の体力や身体機能を改めて知る良い機会となっています。



測定会参加後、腰痛やひざ痛など就業に支障が出る会員に対しては、安心安全就労アドバイザーの指導のもと、自分でケアする「対処法レッスン会」等を開催し、明るく元気な100歳へ向けたサポートを行っています。

安心安全就労アドバイザー

日本医科大学衛生学公衆衛生学 陣内 裕成 准教授

高齢者の約3人に1人が認知機能にかかわる症状を抱えていると報告されており、認知症への正しい理解がますます重要になっています。センターでは、キャラバン・メイト養成講座を修了した職員が「認知症サポーター養成講座」を開催し、会員の皆さまとともに認知症への理解を深める取り組みを進めています。

(3) つながりを与える

シルバー事業を通して多くの仲間が集い、お互いに支えあえる体制を築き、高齢者にとっての「いこいの場」としても展開できるよう積極的に事業を勧めます。これらの活動は、シルバー単独事業にとどまらず、市役所を始めとした関係団体と連携し、会員が多くの場面で活躍できるよう取り組みます。

- ① 転倒骨折予防プロジェクトへの参画 — 市高齢者支援課の「転倒骨折予防プロジェクト」における「わたしの健康プラス」や、「いきいきわくわく教室」の運営協力を通じ、市民との交流や情報共有、シルバー事業の魅力発信を

行います。

・わたしの健康プラス — 市の転倒骨折予防プロジェクトに基づく、65歳以上の市民を対象とした事業に協力します。会員は、会場設営や測定を手伝うことで、健康への関心を高め自身の健康管理にも役立てます。元気高齢者には入会促進も行います。

・いきいきわくわく教室 — 社会福祉協議会ゴールドクラブを中心に関係機関との連携し、事業運営に協力します。地区別に年4回開催され、毎回専門家による健康講話が行われます。

② 会員同士のつながりの強化 — リーダーを中心に楽しみながら作業できる環境を提供し、就業以外の楽しみを共有する独自事業を推進します。また、女性役員比率の向上など女性部会の再編成を行い、女性が楽しく働ける環境作りを目指します。退会者抑制のため就業を伴わないプラチナ会員や、家族会員の促進も図ります。

・すみれの輪 — 女性が楽しめて興味のある事業を女性部会の発案で実施し、女性会員の魅力を発信することで、女性会員拡大を推進します。

・いきいきクラブ — 会員所有の農地を活用し、さつまいもを栽培します。広大な畑で会員はおしゃべりを楽しみながら農作業を行います。収穫物は、事務所窓口や各種イベント時で販売します。

・すみれサークル — 女性会員が月に2回集まり、各種小物づくりを楽しみます。作品は、事務所窓口や各種イベント時に販売します。

・各種委員会活動 — 情報共有を行い、共通の目的に向かって協力し合い、実りある活動を実践します。

・親睦交流事業 — 日帰りバス旅行など多様な交流事業を通じ、新たな仲間づくりや就業機会の拡大につなげます。

・ボランティア活動の実施 — 公共施設の環境美化を市内4地区で行い、地域に根差した活動を発信します。多くの会員の皆様の協力をお願いします。

・趣味の披露 — 会員作品展示会や芸能大会等を開催し、会員の新たな能力発揮の場とします。これらは、会員だけではなく市民の皆様にもご来場いただき、シルバー事業活動の普及啓発の場にもなっています。

・プラチナ会員の奨励 — 体力面などの理由で就業が難しい会員に対し、活動参加を継続できるプラチナ会員への移行を促します。

・サロンうたごえ♪ — 脳トレで頭をリフレッシュした後は、懐かしの音楽をレコードプレーヤーで鑑賞、季節の歌をみんなで歌い、ゆったりとしたひと時を過ごします。

(4) 安全就業

シルバー人材センターでは、「安全はすべてに優先する」という考えのもと、会員が安心して働ける環境づくりに取り組んでいます。体調を最優先にし、無理のない作業を行うことが事故防止につながり、長く元気に働き続ける第一歩となります。作業前の確認や交通安全の徹底など、日々の小さな心がけが大きな安全につながります。

安全就業の基本姿勢として、次の5項目を重視します。

1. 体調を最優先にする
2. 無理な作業は引き受けない
3. 交通安全を徹底する
4. 作業前の確認を怠らない
5. コミュニケーションを大切にする

また、就業の基本である「A・B・C」を常に意識して行動しましょう。慣れは思わぬ危険を招きます。

A：当たり前のことを B：ばかにせず C：ちゃんとやる

安全委員会では、就業報告書の作業前チェック項目の見直し、事故報告書の様式変更、事故発生時のペナルティ導入の検討を進めています。草刈りや

植木作業に従事する会員に、専門家による外部研修の受講を促し、安全及び技能向上を図ります。

草刈機による事故が多発している現状を踏まえ、会員の安全を確保するため、草刈作業に従事する会員は「刈払機取扱者安全衛生教育」を受講していることを原則とします。今年度の受講者については、受講費用の一部をセンターが補助します。

夏場の作業時間の設定や原則一人就業の禁止、草刈時のナイロンカッターの禁止、チェーンソー使用時間を制限（2時間以内）など、安全就業に関する取り組みを進めます。これら情報は「安全だより」で周知していきます。

えるワークさんむ 安全標語

『作業前 みんなで確認 安全対策』

(5) そのほか

①デジタル化の推進

必要な情報を確実に届けるため、*smile to smile* アプリの登録を基本とします。配分金明細書の確認だけでなく、就業情報や事業のお知らせなども、アプリを通じて発信していきます。また、スマートフォンに慣れていただくため、スマホ教室も継続して開催します。

②ホームページでの情報発信

事業活動の報告などを積極的に発信し、就業以外の「えるワークさんむ」の魅力も広く周知します。

③ポイント制度

新規入会者の獲得や事業参加・協力に対してポイントを付与し、会費還元などに利用できる仕組みを整備していきます。加算だけでなく、事故発生時の減算ポイント導入も検討します。

④情報の発信

「広報シルバーさんむ」を定期的に発行し、事業活動や就業の様子を紹介します。また、「事務局だより」「安全だより」「理事会だより」「しるばあママだより」などで必要な情報を提供していきます。

⑤役職員研修の開催

先進地センターへの視察研修を行い、事業活動に反映します。

⑥外部研修会への参加

役職員が必要な研修会に参加し、シルバー事業に漏れのない情報収集に務めます。

⑦さんむSDGsパートナー

SDGsを意識した組織運営活動を行い、必要な情報を共有します。

⑧外部理事及び外部監事

令和7年の公益法人制度改正により、外部理事および外部監事を各1名選任することが公益認定の基準となりました。これを受け、本年の令和8年度役員改選期から対応を開始します。